

【憲法】

A社の取締役Xは、A社の疑惑に対する国政調査権の行使に手心を加えてもらいたいなどの趣旨で、国会議員Yに対し、多額の現金供与の申込みをした。Bテレビ局は、Yからその旨の情報提供と依頼を受け、次にXがYと面談し、多額の現金供与の申込みをする状況を、Xに気付かれないように撮影した上、これを編集して、報道番組で放送した。

Yは、その後、Xを贈賄罪により、東京地検に告発し、その際、Bテレビ局に、決定的な映像データを記録したディスクがあるとした。

東京地検の検察官は、本件贈賄罪の被疑者としてXを取り調べたが、Xは賄賂の趣旨を否定し、告発したYも一部記憶が曖昧であった。そこで、検察官は、Bテレビ局に対し、未放映の部分を含む同映像データが記録されているディスクの提供を求めたが、拒否されたため、裁判官の発した差押許可状に基づき、これを差し押さえたところ、Bテレビ局はこれを不服として、準抗告の申立てをした。

本件差押処分に関する憲法上の問題点について論ぜよ。

【民法】

Aは、税務署の滞納処分を免れるため、Bと意思を通じて売買を仮装し、自己が所有する土地建物（以下「本件不動産」という。）の登記をB名義に移転して、本件不動産を引き渡した。その後、Bは、本件不動産の登記が自己にあることを奇貨として、本件不動産をCに売却した。Cは、Aと面識があったが、AB間の売買が仮装であることは知らなかった。これに対し、Aは、Bが自己に無断で本件不動産をCに売却したことを察知し、本件不動産の登記をA名義に戻した上で、本件不動産をEに売却した。一方、Cは、その直後に本件不動産をDに転売していたが、Dは、Aが滞納処分を免れる目的でBとの売買を仮装していることを知っていた。Dは、Eに対し、本件不動産の所有権を主張できるか。

【刑法】

A商店は、顧客の依頼に応じて順次商品を配達し、後日、1月分の商品代金をまとめて集金するという方法で事業を営んでいた。

A商店従業員であり、かねてから集金業務を担当していた甲は、令和2年6月1日に顧客Xを訪ね、代金20万円を集金した。

甲は、A商店への帰路、知人から、電話で、借りていた50万円の返済を迫られた。

甲は、直ちに知人に借金の返済をできるだけだけの資金もその入手予定もなかった。

そこで、甲は、A商店の経理のずさんさに付け込み、同日にA商店に入金すべきであった20万円について、別の顧客から集金する代金を流用して入金することなどの穴埋めを続けて何とかごまかせばよいだろうと考え、知人に対しXから集金した20万円を借金の返済として支払った。

6月2日、甲は、顧客Yを訪れた際、受領した代金は、顧客Yの集金代金としてではなく、前日の集金の穴埋めとして用いる意図であるのにその情を秘して、商品代金の支払いを求め、代金として20万円を集金した。

甲は、同日、A商店の経理担当者に対し、6月1日にXから集金した代金である旨告げて20万円を手交し、入金した。

甲は、Yから集金した代金の穴埋めとして、6月3日に集金予定であった顧客Zから支払われる代金を充てようと考えていたが、甲が他の職員複数名に対して様々な嫌がらせをするなどしていたことがA商店の上層部の知れるところとなり、同日、甲はA商店を解雇された。

その後、甲は、同日中に、甲が解雇されたことを知らない顧客Zを訪れ、A商店に対する代金の支払いを求め、Zから20万円を集金した上、先の知人に借金の返済として20万円を支払った。

この場合における甲の罪責を論ぜよ。

【刑事訴訟法】

警察官甲及び乙は、覚醒剤常用者特有の顔つきをしていたXを路上で発見したことから、職務質問をすべく声をかけたところ、Xが逃げ出したため直ちに二人で追跡し、暴れるXを取り押さえた。

警察官甲及び乙は、二人でXの両脇を抱えるようにしてパトカーまで連れて行き、Xに対し、パトカーに乗って最寄りの警察署まで同行するよう求めたが、Xは、片手をパトカーの屋根上に、もう一方の片手をドアガラスの上に置き、突っ張るような状態で乗車を拒否した。そこで、警察官甲及び乙が「おとなしく乗れ。」などと言って説得したところ、Xは、渋々ながら手の力を抜いて自らパトカーの後部座席に乗車した。

その際、警察官甲は、Xが紙包みを路上に落とすのを確認したため、その中身を見分したところ、覚醒剤様の白色結晶（以後、「覚醒剤①」とする。）が入っていたことから、これをそのまま保管した。

警察署に到着後、警察官甲及び乙がXに所持品検査を求めたところ、Xは、ふてくされた態度で上衣を脱いで投げ出したため、同上衣を調べ、さらに、Xの着衣の上から触れるようにして所持品検査をするうち、Xの左足首付近の靴下の部分がふくらんでいることに気付く、そのまま靴下を下げて中の物を取り出し確認したところ、覚醒剤様の白色結晶1包（以後、「覚醒剤②」とする。）のほか、注射器・注射針が発見された。

そして、警察官甲が、覚醒剤①及び覚醒剤②について試薬検査を実施したところ、いずれについても覚醒剤反応が出たことから、Xを覚醒剤所持の現行犯人として逮捕するとともに、覚醒剤①及び覚醒剤②と注射器・注射針を差し押さえた。

その後、警察官甲がXに尿の提出を求めたところ、Xは、当初はこれに応じなかったものの、説得を続けるうちに納得し、警察官甲及び乙とともにトイレに行って自ら尿を出し、提出したため、警察官甲が尿を領置した。

Xは、以上の覚醒剤①及び覚醒剤②並びに尿鑑定書を証拠として、覚醒剤の所持罪及び自己使用罪で起訴された。

覚醒剤②及び尿鑑定書の証拠能力について、問題となる点を挙げつつ論ぜよ。

【検察庁法】

検察庁法第14条の内容及び趣旨について、検察権が行政権の一部であることや、検察権の独立の観点を踏まえ、具体的に論ぜよ。

その上で、次の各小問について、理由を付して結論を述べよ。

- 1 法務大臣は、一定の範囲の事件の処分結果について法務大臣に報告するよう求めることができるか。
- 2 法務大臣は、個別事件の公判の遂行について、直接個々の検察官を指揮することができるか。
- 3 法務大臣は、庶務、会計等のいわゆる検察行政事務について、直接個々の検察官を指揮監督することができるか。